

令和7年度旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰 被表彰者の推薦について

本市中小企業の振興を図るため、旭川市中小企業振興基本条例第17条に基づき、旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰を行います。

下記の基準に該当する従業員等を、被表彰者としてご推薦ください。

表彰基準

次の1～4の条件をすべて満たしている方

1 同一事業所において勤続年数が30年、40年、50年に達している。

2 市内の中小企業の振興に関し功績があったと認められる。

※次の(1)、(2)のいずれか1つ以上に該当すること

- (1) 市内の中小企業又は組合等に勤務している。
(市外に有する事業所に勤務している者を含む。)
- (2) 市内の組合等に所属している事業所に勤務している、市民である。

3 他の従業員の模範となっている。

4 過去に本市から、今回表彰を受けようとする勤続年数と同じ勤続年数で中小企業従業員等永年勤続表彰を受けていない。

推薦者

従業員等を雇用している中小企業、大企業の代表者

又は組合等の代表者

※組合等の代表者が推薦できるのは、その組合等の従業員のみです。

(裏面に続きます)

提出書類

- 1 令和7年度旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰被表彰推薦書の提出について
- 2 旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰推薦書（様式1号）
- 3 履歴書（様式2号）

※2、3の書類は被表彰者ごとに作成してください。

提出先

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎2階

旭川市経済部経済総務課経済企画係

電話：0166-25-7152

メール：keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

※ メールでの提出に御協力をお願いします。市でメールを受信した後、受領確認の返信をしています。返信が無い場合、不着の可能性がありますので、電話でお問い合わせください。

※ 所属する組合等を通じて提出することができます。

（組合等は組合員からの推薦を取りまとめることができます。）

表彰式

推薦者等の定める日時・会場で行います。

市長宛に表彰式への出席を依頼してください。

提出書類の様式は、旭川市ホームページ

「旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰」のページで
ダウンロードできます